

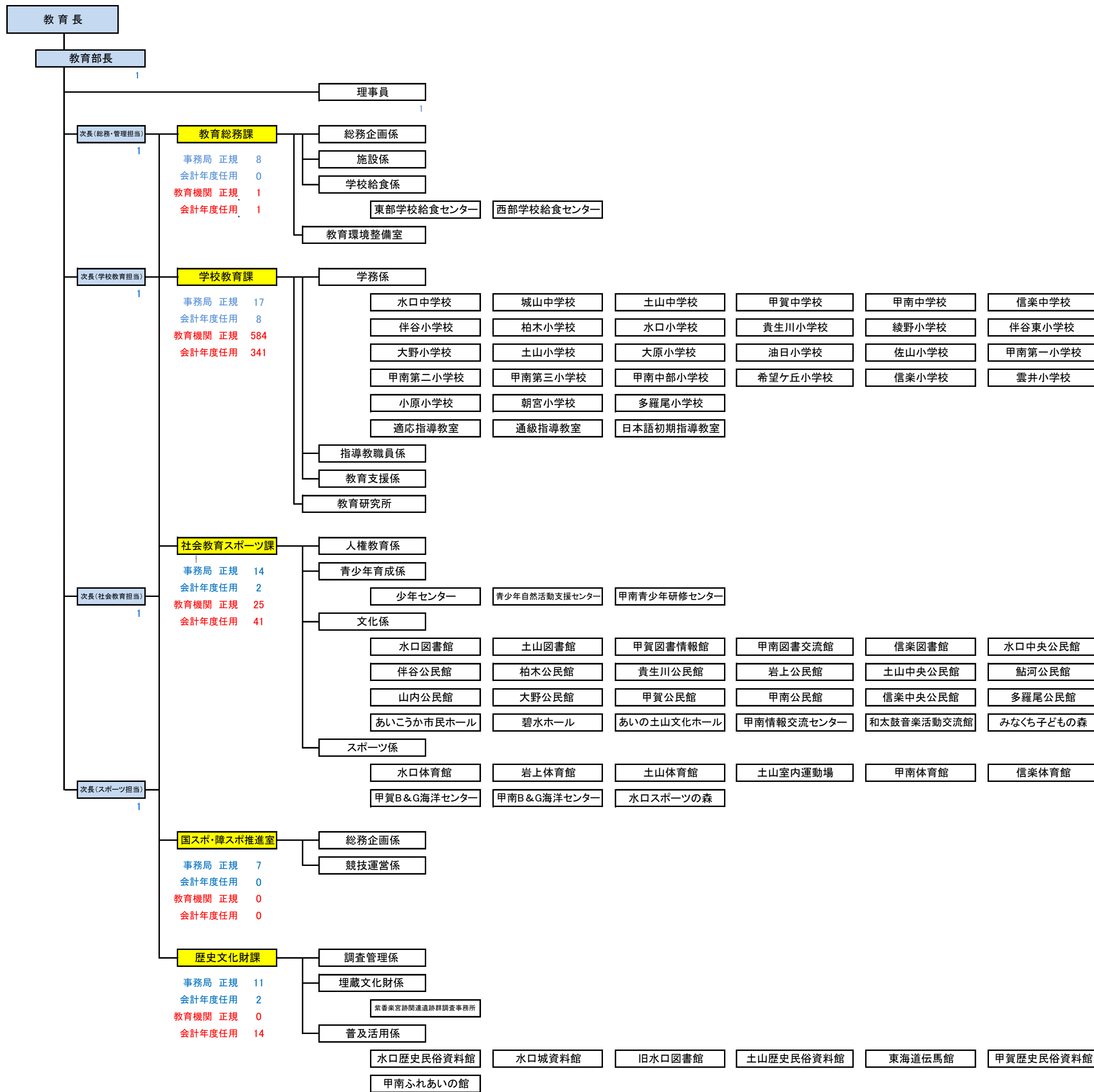
4 月 教育長 教育行政報告

令和 5 年

- 4 月 3 日 (月) 教育委員会事務局全体朝礼  
教育長任命書交付式・就任式  
甲賀市定期人事異動に伴う辞令交付式  
部長会議  
教育長就任式  
新規採用教職員辞令交付式並びに転入教職員着任激励式
- 4 日 (火) 滋賀県教育委員会教育長及び関係各課挨拶
- 1 1 日 (火) 甲賀農業協同組合食育教材寄贈受領式  
第 5 回甲賀市教育委員会委員協議会  
甲賀市甲南 B & G 海洋センター修繕助成決定書授与式
- 1 2 日 (水) 第 1 回学校経営等協議会  
滋賀県教育行政重点施策説明会及び滋賀県市町教育委員会  
委員研修会
- 1 4 日 (金) 土山本陣国登録証進達
- 1 7 日 (月) 部長会議
- 1 8 日 (火) 安全祈願祭 (水口中央公民館、信楽保育園・幼稚園)
- 1 9 日 (水) 第 1 回校務運営等協議会
- 2 2 日 (土) 甲賀警察署少年補導員並びに甲賀市少年補導委員委嘱状  
交付式及び表彰式  
甲賀市フライングディスク市民交流大会  
よみがえれ水口岡山城 2 0 2 3  
瀧樹神社ケンケト踊り 練習視察
- 2 4 日 (月) 湖東信用金庫衛生用品受領式  
滋賀レイクス協賛企業サンユ技巧株式会社 バスケット  
ボール寄贈受領式
- 2 5 日 (火) 甲賀市学校マネジメント研修 新任教頭研修  
議会全員協議会  
滋賀県へき地教育振興協議会第 1 回全体教育長会  
(W e b 会議)
- 2 6 日 (水) 甲賀市地域学校協働活動推進員委嘱状交付式  
第 5 回甲賀市教育委員会定例会

甲賀市教育委員会事務局 組織体制

令和5年(2023年)4月1日現在



課:4 室(局内):1 所:1 室(課内):1 係:15

教育委員会事務局職員数	75 人	教育機関職員数	1,007 人	計	1,082 人
(うち会計年度任用職員)	12 人	(うち会計年度任用職員)	397 人	(うち会計年度任用職員)	409 人

議案第 4 4 号

臨時代理につき承認を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第5号

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

甲賀市附属機関設置条例第2条第2項（平成25年条例第35号）の規定に基づき、甲賀市教育支援委員会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和5年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市教育支援委員会委員

(任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	太田 志朗	医師	太田医院
2	鳴戸 敏幸	医師	紫香楽病院
3	北村 哲也	学識経験を有する者	校長経験者
4	嘉瀬 英紀	関係教育機関の職員	県立三雲養護学校
5	橋本 泰志	関係教育機関の職員	甲賀市立伴谷東小学校
6	古賀 和幸	関係教育機関の職員	甲賀市立綾野小学校
7	乾 斉司	関係教育機関の職員	甲賀市立水口中学校
8	池田 修一	関係教育機関の職員	甲賀市立大野小学校
9	澤 明美	関係教育機関の職員	甲賀市立佐山小学校
10	上田 浩祥	関係教育機関の職員	甲賀市立希望ヶ丘小学校
11	中山 勝則	関係教育機関の職員	甲賀市立信楽小学校
12	赤尾 優文	関係教育機関の職員	甲賀市立甲賀中学校
13	静永 賢瑞	教育委員会が指名する職員	明照保育園
14	林 昭子	関係教育機関の職員	ここのっす園
15	岡田 美津代	関係行政機関の職員	甲賀西保育園
16	岩倉 美希	関係教育機関の職員	県立三雲養護学校
17	西田 優子	関係教育機関の職員	甲賀市立甲南第一小学校 (通級指導教室担当)
18	杉本 知恵美	関係行政機関の職員	すこやか支援課

## 【参考資料】

### 甲賀市附属機関設置条例

#### (設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

- 2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### 別表（第2条関係）

##### 2 教育委員会の附属機関

甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
------------	--	---	-------	----

議案第45号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年4月26日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立学校評議員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第6号

甲賀市立学校評議員の委嘱について

甲賀市立学校評議員設置要綱（平成18年甲賀市教育委員会告示第2号）第2条に基づき、甲賀市立学校評議員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和5年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿



甲賀市立学校評議員

(任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	北尾 憲一	多羅尾小学校 校長推薦	
2	田中 孝志	多羅尾小学校 校長推薦	
3	小松 康弘	城山中学校 校長推薦	

## 【参考資料】

甲賀市立学校評議員設置要綱

(委嘱等)

第2条 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、甲賀市教育委員会が委嘱する。

議案第46号

臨時代理につき承認を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和5年4月26日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市適応支援サポーターの委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第10号

甲賀市適応支援サポーターの委嘱について

甲賀市適応支援サポーター設置要領第2条の規定に基づき、甲賀市適応支援サポーターに別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和5年4月10日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

議案第46号別紙

甲賀市適応支援サポーター

(任期：令和5年4月10日から令和6年3月31日まで)

	氏名	備考
1	伊藤 真人	
2	加茂 利津子	
3	樋口 みく	
4	福永 あけ美	

## 【参考資料】

### 甲賀市適応支援サポーター設置要領

(委嘱)

第2条 サポーターは、応募及び面接によってサポーター登録を行った者のなかから対象児童、生徒の状況に応じて教育委員会が委嘱する。

2 サポーターの任期は、委嘱をした日の属する年度末までとする。ただし、再任をさまたげない。

議案第 47 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第2号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について

甲賀市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会委員の別紙の者を解嘱又は解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年3月31日

甲賀市教育委員会教育長職務代理者 松山 顕子



臨時代理第2号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和3年12月1日から令和5年11月30日まで)

解嘱・解任日:令和5年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	永井 泉	関係教育機関の職員	甲賀市中学校体育連盟
2	青野 貴美	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 伴谷保育園
3	釜谷 恵美子	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

## 【参考資料】

### 甲賀市スポーツ推進審議会条例

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 48 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第7号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第7号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和5年4月1日から令和5年11月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	赤尾 優文	関係教育機関の職員	甲賀市中学校体育連盟
2	和田 有企子	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 大原幼稚園・甲賀東保育園
3	杉本 知恵美	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

議案第 49 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 26 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第3号

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について

甲賀市少年センター条例（平成17年条例第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年3月31日

甲賀市教育委員会教育長職務代理者 松山 顕子

臨時代理第3号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期:令和3年10月1日から令和5年9月30日まで)

解嘱日:令和5年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	平井 忠美	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市湖南市高等学校校長会
2	稲田 晃一	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀公共職業安定所



## 【参考資料】

### 甲賀市少年センター条例

#### (協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係教育機関の職員

(4) 教育委員会が指名する職員

(5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 5 0 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第8号

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について

甲賀市少年センター条例（平成17年条例第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第8号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	岸村 米和	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市湖南市高等学校校長会
2	桑原 真名美	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀公共職業安定所

## 【参考資料】

### 甲賀市少年センター条例

#### (協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係教育機関の職員

(4) 教育委員会が指名する職員

(5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 5 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年補導委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

## 臨時代理第4号

### 甲賀市少年補導委員の解嘱について

甲賀市少年センター条例施行規則（平成17年甲賀市教育委員会規則16号）第7条2項の規定に基づき、甲賀市少年補導委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年3月31日

甲賀市教育委員会 教育長職務代理者 松山 顕子

臨時代理第4号別紙

甲賀市少年補導委員

(任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで) 解嘱

日：令和5年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	村田 浩似	甲賀警察署少年補導員会会 則第4条に基づき地域から 推薦された者	信楽地域



## 【参考資料】

### 甲賀市少年センター条例施行規則

#### (少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

- 2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。
- 4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 少年補導委員は、再任することができる。

議案第 5 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年補導委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第9号

甲賀市少年補導委員の委嘱について

甲賀市少年センター条例施行規則（平成17年甲賀市教育委員会規則16号）第7条2項の規定に基づき、甲賀市少年補導委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市少年補導委員

(任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	濱路 理	甲賀警察署少年補導員会会則第4条に基づき地域から推薦された者	信楽地域

**【参考資料】**

甲賀市少年センター条例施行規則

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

議案第 5 3 号

甲賀市指定無形文化財信楽焼の保持者の認定解除について  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 6 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

議案第 5 3 号別紙

甲賀市文化財保護条例（平成 1 6 年甲賀市条例第 1 7 2 号）第 2 6 条第 7 項の規定により、次のとおり甲賀市指定無形文化財信楽焼の保持者の認定を解除する。

種別	名称	保持者氏名	認定番号	認定年月日
無形文化財	信楽焼	大西 忠左	無文 1 号	平成 2 年 1 1 月 3 日
住所	甲賀市信楽町勅旨			
認定解除の理由	死亡による			
認定解除の年月日	令和 5 年 2 月 8 日			

## 【参考資料】

### 甲賀市文化財保護条例

#### (解除)

- 第26条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知してする。
- 5 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財又は県条例第23条第1項の規定による県指定無形文化財としての指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 8 第2項、第5項又は前項の規定による認定の解除を受けたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体であった者は、速やかに市指定無形文化財の認定書を教育委員会に返付しなければならない。